

2020年3月2日  
環境社会配慮助言委員会委員長 原嶋 洋平  
担当ワーキンググループ主査 柴田 裕希

環境社会配慮ガイドライン包括的検討ワーキンググループ  
③国際基準、審査方法に対する助言

**助言案検討の経緯**

ワーキンググループ会合

- ・日時：2020年2月10日（月）14:00～16:44
- ・場所：JICA本部（1階112会議室）
- ・ワーキンググループ委員：木口委員、作本委員、柴田委員、島委員、田辺委員、寺原委員、村山委員
- ・議題：環境社会配慮ガイドライン包括的検討③国際基準、審査方法についての助言案作成
- ・配付資料：
  - 1) 【事前配布資料1】GL包括的検討③国際基準、審査方法\_論点3.1, 3.2, 3.3
  - 2) 【事前配布資料2】GL包括的検討③国際基準、審査方法\_論点3.4
  - 3) 【事前配布資料3】GL包括的検討③国際基準、審査方法\_論点3.5
  - 4) 回答表

全体会合（第111回委員会）

- ・日時：2020年3月2日（月）14:00～16:11
- ・場所：JICA本部（1階111+112連結会議室）

上記の会合にて助言を確定した。

## **助言**

### **【3.1 世銀の ESF のうち、世銀が満たすべき要件を示す Environmental and Social Policy で規定されたカテゴリ分類（High Risk, Substantial Risk, Moderate Risk, Low Risk）の参照の要否】**

1. カテゴリ分類段階で世界銀行が考慮すべき項目として追加した各国政府の環境社会管理能力やガバナンスに関するリスクについては、世界銀行のリスク分類結果等を環境社会配慮プロセスにおいて参照することは有益と認識するものの、個別プロジェクトにとどまらない国全体に対する評価が要求され、現行のカテゴリ分類に代えて世界銀行と同等のリスク分類手法を導入するには評価体制の構築を含めて実現可能性に課題がある。

現行のカテゴリ分類を維持する場合に、ドナー間の評価手法の相違に伴う調整は一定程度生じる可能性があるが、それ以外の課題はこれまでの運用においても特段認められず、現行のカテゴリ分類をあえて変更する意義は見いだせない。環境社会管理能力やガバナンスに伴う環境社会配慮上のリスクは、個別プロジェクトに対する環境レビュー過程において考慮していくことで対応可能と考えられる。

### **【3.2 相手国に求める要件について、世銀 ESS との乖離がないことの確認の要否】**

#### **【3.3 民間連携事業（海外投融資、協力準備調査（PPP インフラ事業））では、出融資先に求める要件について、IFC PS との乖離がないことの確認の要否】**

2. 現行の JICA 環境社会配慮ガイドライン（以下、「JICA GL」）の「プロジェクトが世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認する」旨の規定は IFC を含めた世界銀行グループを対象にしたものと解釈し、世界銀行の ESS と IFC PS のどちらかを状況に応じ適用していくことが適切と考えられる。世界銀行 ESS や IFC PS の要件を JICA GL においても一律に適用するのではなく、ESS や PS の狙いを踏まえて同等の環境社会配慮の質を確保できる方法を JICA として柔軟に検討・採用することが肝要である。

なお、JICA GL に必ずしも反映するものではないが、現行 JICA GL においてもベンチマークとして他の国際機関が定めた基準等を参照しているところ、今後の更なる連携の多様化を想定してベンチマーク参照先について一定の考え方を整理することも有益。

### **【3.4 エンジニアリングサービス (E/S) 借款供与時の環境レビュー実施の要否】**

3. E/S 借款は本体借款に先行して調査設計業務を行うことが主であるため、通

常 E/S 借款期間中に環境や社会への望ましくない影響が発生することは想定されない。他方、実際に E/S 借款期間中に環境や社会への望ましくない影響が発生している事例が例外的に生じている。従って E/S 借款期間中に用地取得等の実施が予見される場合には、E/S 借款期間中に発生し得る環境や社会への望ましくない影響について、JICA GL 別紙 1 の要件が満たされるよう、JICA GL への何らかの記載を検討すべきである。

**【3.5 世銀 ESS 9 Financial Intermediaries 事業に求められるリスクに応じた要件の適用や ESMS の構築の参照の要否】**

4. FI 事業におけるカテゴリ C のサブプロジェクトに対し国内法のみ遵守といった現行 JICA GL 条項の更なる要件緩和は相手国のオーナーシップ向上等に一定の効果はあるものの必ずしも強い必要性は認められず、FI 事業に対する現行 JICA GL3.2.1(4)の規定を維持していくことが適切と考えられる。また、特に国内法のみ遵守を求める場合を中心に、FI 事業における個別サブプロジェクトの環境社会配慮に関する意思決定の透明性が必要との意見が一部の委員からあった。

ただし、FI 事業におけるカテゴリ B のサブプロジェクトにかかる対応が明確に記載されていないことから、JICA GL 別紙 1 に沿った配慮を FI に求める旨明記することが必要であり、また、カテゴリ C のサブプロジェクトについては、3.2.1(3)のカテゴリ C プロジェクトと同様に環境レビューは省略されることを、JICA GL に明記すべき。

以 上